

子ども見守りサポーター・ヤングサポーター認定要綱

(趣旨)

第1条 県民の児童虐待に対する意識の啓発を図ることを目的に、児童虐待の未然防止、早期発見につなげるため、地域において子どもや子育て家庭の見守りやアドバイスを行う「子ども見守りサポーター」及び「体罰によらない育児」への知識を友人などに広げていく「ヤングサポーター」の認定について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 子ども見守りサポーター 地域において、子どもや子育て家庭の見守りやアドバイスを行う者として、鳥取県から「子ども見守りサポーター」の認定を受けた者をいう。
- (2) ヤングサポーター 「体罰によらない育児」への知識を持ち、友人や同級生等と子育てや「体罰によらない育児」などについて話し合うなどにより知識の輪を広げていく者として、鳥取県から「ヤングサポーター」の認定を受けた者をいう。
- (3) 見守りサポーター認定指定研修 児童虐待防止や体罰によらない子育てに関する内容を含む研修であって、鳥取県が指定した研修をいう。
- (4) 見守りサポーター認定テキスト 鳥取県が作成した児童虐待防止に関する内容を学ぶことができるテキストをいう。

(認定要件)

第3条 鳥取県は、県内に居住する者又は県内の事業所・学校等に通勤・通学する者であって、次のいずれかに該当する者を子ども見守りサポーターとして認定することができる。

- (1) 見守りサポーター認定指定研修を受講した者
- (2) 鳥取県主催の研修会、出前説明会等で、児童虐待防止や体罰によらない子育てに関する説明や講義を受けた者
- (3) 見守りサポーター認定テキストにより、児童虐待防止に関する知識を学んだ者

2 鳥取県は、県内に居住する18歳未満の者又は県内の学校等に通学する者であって、次のいずれかに該当する者をヤングサポーターとして認定することができる。

- (1) 学校等の授業・講義で、児童虐待や体罰によらない子育てについての学習や講義を受講した者
- (2) 児童虐待や体罰によらない子育てに関する内容を含む講演会・出前講座であって、県が認めたものを受講した者
- (3) 児童虐待防止に関する啓発活動に積極的に参加した者

(認定)

第4条 鳥取県は、前条の認定要件に該当する者を子ども見守りサポーターまたはヤングサポーターに認定し、「鳥取県子ども見守りサポーター認定バッジ」(以下「認定バッジ」という。)(別記1)を交付する。

2 前条第2項に規定するヤングサポーターに該当する者へ認定バッヂの交付を希望する者は、「鳥取県子ども見守りサポーター認定バッヂ交付申請書」（様式第1号）を鳥取県へ提出するものとする。

（見守りサポーター認定指定研修の実施）

第5条 見守りサポーター認定指定研修の実施を希望する者は、「鳥取県見守りサポーター認定指定研修実施申込書」（様式第2号）を提出するものとする。

3 鳥取県は、第1項により申込みを受けた研修を見守りサポーター認定指定研修に指定することができる。

4 鳥取県は、見守りサポーター認定指定研修の指定をした場合には、見守りサポーター認定テキストの交付または講師の派遣を行う。

（見守りサポーター認定指定研修の実施報告）

第6条 見守りサポーター認定指定研修を実施した者は、原則として実施した月の翌月の10日までに、鳥取県に対して「鳥取県見守りサポーター認定指定研修実施報告書」（様式第3号）を提出するものとする。

（受付窓口）

第7条 第4条第2項、第5条第1項、第6条に規定する申請等の受付窓口は、次のとおりとする。

申請者の所在地	受付窓口
東部地区	福祉相談センター
中部地区	倉吉児童相談所
西部地区	米子児童相談所

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、鳥取県子育て・人財局家庭支援課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月7日から施行する。